

長期履修制度

長期履修制度を導入している研究科

以下の研究科において長期履修制度を導入しています。

- ・社会学研究科
- ・スポーツ健康科学研究科

長期履修制度とは

多様な学生の学修機会を一層拡大する観点から、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了したい旨の申し出があった場合は、個別審査のうえ、その計画的な履修を認めることができる制度です。

対象者

上記研究科に入学を許可された者が対象です。

次の各号のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他、相当の理由があると研究科長が認める者

長期履修期間

通常の学生と同様、修士課程の最長在学年限の4年まで、博士後期課程の最長在学年限の6年までの学籍の取り扱いとなります。

休学の期間は、上記期間に含まれません。

授業料の納付

長期履修を許可された者の授業料の年額は、標準修了年限をかけた総額を、許可を受けた年数で分割した額とします。定めた方法により算出された授業料の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、この授業料を適用する最初の年次で調整します。当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げます。

申請時期

- 1 入学前（4月入学予定者） 当該年度入試の出願期間
- 2.入学後

申請方法・申請書類

長期履修を希望する者は所定の期日までに、以下の書類を教務課へ提出してください。郵送の場合は、書留・消印有効とし、封筒の表書きは「長期履修制度申請書類在中」と朱書きしてください。

- (1) 長期履修許可願（様式第1号） PDF 形式 Word 形式
- (2) 研究科長が必要と認める書類 PDF 形式 Word 形式

結果通知

長期履修制度の適用の可否を決定し、通知します。なお、入試不合格者に対しては通知しません。

納付金は、第2次手続期間内に納入してください。